

第 5 回 淡水魚保全のための検討会 議事要旨

【日時】平成 28 年 1 月 27 日（月）14：00 ～16：00

【場所】虎ノ門ビジネスセンターANNEX カンファレンスルーム 3A（3 階）

■挨拶

○環境省（奥田野生生物課長）：本日はお忙しい中、本検討会にご出席頂き感謝。前回の検討会では、提言のとりまとめに向け、骨子について議論し、御意見を頂いた。今回の第 5 回ではそれらを踏まえた上で、提言の素案を事務局で作成したので、御議論頂きたい。本提言は現場で具体的に取組を行う方々を含め、あらゆる関係者に読んで頂くもの、また、取り組みのきっかけになるものとして重要であるため、素案の作成にあたっては期待される取組内容や効果をわかりやすく示すよう心掛けた。本検討会は提言の内容をつくり込む重要なものとなるので、忌憚のない御意見を頂きたい。

（1）二次的自然を主な生息環境とする淡水魚保全のための提言の素案について

1）本文について

※事務局から、資料 1「二次的自然を主な生息環境とする淡水魚保全のための提言（素案）」のうち、本文について説明。前回の会議で頂いた意見を踏まえ、骨子に肉付けする形で素案を作成したことについても適宜、説明。

○萱場委員：提言全体を眺めてみると、淡水魚を保全すべき地域や場所がどこであるかが整理されて分かっていることが、出発点となるのではないかと感じた。つまり、そもそも日本全体を見たときに二次的自然を主な生息環境とする淡水魚がどのような地域に分布しているのか、その中でどこが非常に危ない地域であるのかについて、国土全体のデータベースというか、生息情報であるとか、絶滅のリスクの情報等をもとに、前段部分で整理して記述する必要がないのかなと感じた。

2 ページの「（2）二次的自然を主な生息環境とする淡水魚の保全の効果」について、そもそもの効果として生物多様性とか生態系サービスの保全があるはずで、そこを抜きにしていきなり経済的な話や、地域活性化の話から始まってしまっているのか。

序文の最初の段落の 3 行がタイトルと合わないように感じる。生業活動が継続されることが淡水魚の保全の効果とどのようにつながるのか文章をみていてわかりにくかった。

また、2 ページ 5 行目「人々が活動に費やす労力を上回るような、多様な効果を感じながら取組を進めていることが分かります」と言いきっている。この他、文章の全体をみると「淡水魚保全するときに必ずそのような効果があるということが皆さんに身に染みて分かっている」という感じの記述になっているが、本当にそうなのかなという違和感がある。

4 ページの「2）生息環境の保全、再生」についてだが、生息環境に関して、餌場、

産卵場、隠れ処などの機能的な分け方と、一時的水域や止水域というような場所的な分け方が混在している。マトリクスを作ると重複があったりするのではないかという点が気になった。このような書きぶりしかないというのであればよいのかなとも思うが、少し違和感があるところ。

5 ページの河川の氾濫原の再生については、正確にいうと河道内の氾濫原という意味でよいか。単純に氾濫原の再生というと堤内地も入ってしまう可能性があるので、正確に書いた方がよい。一時的水域と河川の氾濫原の言葉の使い分けがよくわからなかった。河川の氾濫原は一時的水域でもあるので、使い分けをどうされているのかと感じた。

6 ページの「(2) 合意形成の促進や情報共有のための情報共有の場・体制の構築」について、行政のみが対象となっているが、地域の方々、NPO、研究者間での情報共有が必要。保全すべき淡水魚がどのような場所に分布しているか、絶滅のリスクがどのようなになっているのかを共有しようとする、省庁だけを対象に情報共有をするのでは不十分で、地元の人々の情報も重要。その点をいれなくてよいのかと感じた。

- 加納委員：渡辺委員が前回の検討会で言われたように「二次的自然を主な生息環境とする淡水魚」という書き方は非常にすっと入ってくる。また、私が実際に長い間保護活動をしている中で考えていることは、本当の地元の人が、どのようにすれば一緒に活動に参加してくれるかということ。今、自然再生推進法に基づき高安自然再生協議会を立ち上げ、環境省、大阪府や八尾市などいろいろと連携してニッポンバラタナゴの保護活動に取り組んでいるし、その中で大阪府は平成 28 年度から森林環境税を創設することとなり、八尾市も地域の活動を補助している。しかし、重要なのは、ニッポンバラタナゴの保護活動の対象となっている区域、およそ 2 km×5 km の範囲であるが、この場所に実際に住んで、生活をしている人が、保護活動をしていること。そのようになるためには、保護活動と、地元住民、地場産業との関連が重要。

6 ページ目の「(2) 合意形成の促進や情報共有のための場・体制の構築」の部分になるかと思うが、希少魚が生息している範囲に住んで、生活をしている本当の地元の人たちが、希少魚を残したい、保護活動と一緒に協力して動いて頂けると感じられるものが提言の中に欲しい。それがなかったら、ここにきていない意味がないと考えているので、難しいとは思いますが、表現してほしい。

- 金尾委員：4 ページの「二次的自然を主な生息環境とする淡水魚保全のための取組」というタイトルについて、文言が「取組」で切れてしまっているが、この部分が取組に関する提言ということによいか。
- 環境省（榎）：そのとおり。全体が提言であり、4 ページの御指摘の部分は、取組に関する提言ということになる。
- 金尾委員：全体を通じて提言というのはわかるが、「2. 二次的自然を主な生息環境とする淡水魚保全のための取組」が、提言だということを明確にした方がわかりやすいのではないか。4 ページには、骨子のトピックごとに整理がなされ、〇〇することが重要で

すという内容になっている。総論としては、それらが重要なことはみんなわかっている。問題は各論だと思う。例えば、圃場整備事業にどのように対応するのか、過疎化を何とかして欲しいとか、少子高齢化を何とかして欲しいというのが現場の大切な問題であって、みんながわかっていることの先にどこまで踏み込めるかが重要かと思う。この内容だと下手すると絵に描いた餅になりかねない。

私もこの提言を、いろんな現場でいろんな方と使えたらよいと考えている。博物館や保全を行う研究者の立場として、現場では行政機関や地元の人々との調整に非常に苦労しているが、そういう中で淡水魚の保全にどのような価値があるのかが伝わるのが重要。この観点からも、「こんな提言が出たから守りましょう」と言って提言を渡し、読まれたときに、「重要です、重要です」と書いてあるだけでは押しが弱い。保全をしたい人、保全が大事と伝えたい人、行政、事業を取り仕切る人が本当に理解できるようにするためには、押しの一歩がないと不安。「重要です」の先をどれだけ書けるのか、書く見通しがあるのか教えて頂きたい。

○北村委員：1ページ「1. 背景及び目的」の「(1) 淡水魚の現状と保全の必要性」について、現状の課題をレッドリストをもとに希少種に選定された割合をパーセンテージで示しているが、萱場委員から指摘があったような絶滅のリスクの話や、淡水魚の生息環境が劣化した理由を書いた方がいいと感じた。これについては、各省庁において、環境への配慮を施策として実施するにあたって課題を整理する中で、記載されていることもあるかと思うので、各省庁が記載している範囲での記述は欲しいところ。新たに付け加えることは難しい部分もあるかと思うが、既に書かれてきたことを整理するのであれば、わかりやすくしてよいのではないか。

5ページ目の河川の氾濫原についての話だが、私は河道内の氾濫原に限定しなくていいと思っている。いわゆる後背湿地まで広げたというような意味合いかと思っており、堤体を後退させて、さらに氾濫原を作っていこうとくだけでもよいと思う。

6ページの「3. 外来種、密漁対策の推進」では、外来種対策として、計画的防除、つまり駆除のことが中心に記載されているが、併せて放流についても言及すべき。いわゆる善意の放流と言われているものを含め、無配慮な放流をどのように防ぐかが重要。また、密漁は、法律等に基づいて規制されているものを獲ることであるが、これとは別に、法律等の上では問題ないが、大量に捕られる乱獲という問題がある。タナゴ類は乱獲により、いつの間にかいなくなることがあり、地元からも何とかして欲しいという意見がよく挙げられるところ。人による影響の問題として乱獲のことを書かれるとよいと思う。

その下の「(2) 合意形成の促進や情報共有のための場・体制の構築」について、場をつくるということには賛成で、構築してからどうするのかという点に関しては、参考資料の「4. 保全活動がもたらす地域社会にとっての効果の例」、つまり事例集を参照してくれということかと思う。そして、事例集をまとめたあと、それ以外にも保護・保全の

ガイドラインを別途作ってはどうか。提言はガイドラインを作る前のおおもとの整理かと思うし、現場として保全を強く推し進めていくためのものとして、ガイドラインがあるのではないか。地元の人に淡水魚が生息していることについて啓発ができるもの、総合学習等で小学校での題材として使えるようなもの、そんなものがどんどん加わってくるイメージかと思う。提言の中に記載するのかという問題はあるが、ガイドラインを作る必要がありますとか、書き込んでしまうのも今後の戦略上は、ありなのではないかと思った。

- 千賀座長：二次的自然という言葉の定義だが、どこまでが二次的自然で、どこからが純自然かということは気にはなる。例えば、湧水などは人間が積極的に利用していないが、二次的自然に連続する場でもある。必ずしも二次的自然ではないような自然も、連続した形でとらえる必要がある。また、一般の人が二次的自然の意味と範囲がわかるようした方がよい。そして、純粋な自然との関係についてもどこかに触れておいた方がよいのではないか。純粋な自然は排除している雰囲気若干感じた。

あとは、地域で活動されている方との連携をどうやっていくか。むしろそちらが主体だと思うが、そうであれば組織の連携なり、情報交換の場なりを、しっかり書いておいた方がよい。あとは、皆さんからの意見に賛成である。意見に対して今すべて答えるのは難しいと思うが、事務局からコメントはいかがか。

- 環境省（株）：さまざまな御意見を頂き感謝。整理をして対応を考えさせて頂きたい。また、いくつかの御意見については、個別にご相談をさせて頂くことになるかと思うが、その際はよろしくお願ひしたい。

いくつかお答えすると、萱場委員から御意見のあった、淡水魚が全国的にみてどこに生息し、危ない地域がどこかという、国土全体での位置づけのお話については、冒頭で記載したいと思う。現在の素案では、淡水魚の現状を種の絶滅割合という観点だけで記載をしてしまっているが、この提言は淡水魚の生息する場の保全の話でもあるので、御指摘のことも含めて記述することは重要。関連して、絶滅リスクや減少要因を書いた方がよいという御意見があったが、よく考えさせて頂きたいと思うところがある。減少要因は地域の労力負担軽減とか生産性の向上等と強く結びついており、そこをこの提言の中で書くことは、現場の人を責めるようなメッセージを打ち出すということにならないか心配。そのような心配を含めて全体としてどう書くことができるのか考えさせて頂きたい。

効果の部分に関しては、生物多様性を保全するという立場の人以外の様々な立場の人々に参画頂くことが重要との考えがあったため、保全の必要性や生物多様性保全上の効果については冒頭にまとめてしまい、保全以外の立場の人々にも効果を御理解いただくために次の項で「地域社会の活性化」が最初にくるように書いたところ。頂いた御意見を踏まえて、考えたい。

生息環境の保全の部分について、機能的な分け方と場所的な分け方が混在していると

いう御指摘は、一回中身をよくみて、必要に応じて相談させて頂きながら考えていきたい。

国の連携も大事だが、地域の方の連携も大事という点については、去年の検討会の中で桑子教授にヒアリングをしたり情報も集めたりしているので、それらを踏まえてもう少し具体的なことを書けると考えている。

加納委員からは現場で暮らしている人にとって有効なものになるようにという御意見があったが、特に、淡水魚保全の取組が人の生活や地場産業との関連のなかで行われることが重要であるという点が見えにくいというご御意見として捉えた。私としては、2ページ目の作物の高付加価値化等ということなどを、例を挙げて触れたつもりであるが、例もこれだけではないので、本文の中に追加できるのか考えさせて頂きたい。

金尾委員から御意見のあった総論に加えて、現場で起きている問題に対処できるようにつつこんだものというところは、今後考えさせて頂きたい。今回の素案では、事例をつけてなかったのも、そういう印象をお持ちになってしまったのかと思う部分もある。事例が含まれば、現場で具体的にどのような手だてで対処しているのかということも見えてくるかと思う。その上で、本文でもどこまで記載できるのか検討したい。保全の立場の人だけでなく、世の中のいろいろな立場の方に発信することにより、地域で対策を始めてみようということにつなげたいという思いは同じかと思う。いろいろな立場がいる中で、反発を感じられてしまうことが心配な部分もあり、事例を踏まえて本文に何が書けるのか相談をしていきたいと思う。

北村委員から御意見のあった、ガイドラインについても同じような考えで、地域の方に自主的に取り組みをして頂くこと、取りまとめた事例にヒントを得ながら、取組がじわじわと広がっていくことが重要かと思っている。できるだけトップダウン的な印象になるのは避けたいという思いがある。そういった中でどこまで、記述を工夫できるのかというところを考えさせて頂きたい。

- 千賀座長：いずれにしても個別に連絡をとりながら、本文を作っていくことになるというところでよいか。
- 萱場委員：電子ファイルを頂ければ、そこに書き込める。そういった進め方でよいか。
- 環境省（榊）：電子ファイルは、委員の皆様にもメールで差し上げる。いただいた御意見について、相談する時間も必要であるため、2月5日までに、御意見をお願いしたいと考えている。

2) 参考資料1～3について

※事務局から、参考資料1～3を説明。参考資料1では、資料に掲載すべき文献や資料を委員の皆様から推薦してほしい旨をお願い。次いで、参考資料2で類型化の考えを確認しつつ、参考資料3「詳細検討対象種ごとの生息環境保全等調査結果」を説明。

- 萱場委員：参考資料2の類型化の考え方の検討対象種の位置づけについて質問したい。

環境省としてオーソライズして一般に使えるようなものになるのか。例えば、レッドリストは一般には広く浸透している用語や概念となっている。今回の検討対象種はどんな扱いにしていく予定なのか。

- 環境省（榊）：検討対象種は、この検討会の中で二次的自然を主な生息環境とする種を検討するにあたって、対象となるものを抽出したもの。この先、種指定をするというようなことは考えていない。
- 萱場委員：二次的自然を主な生息環境とする淡水魚について提言を出すのに、それがどのような淡水魚なのか理解を広める等、世の中に出て浸透させていく努力がなされないのであれば、この提言はあまり意味がないのではないか。これだけ危機的な状況であるのにそのような扱いでよいのか。例えば、ホームページで検討対象種がどのような性質の種なのかわかりやすく解説されるなど、この検討会だけで扱うということだけでなく、先を見越した取組があった方がよいと思ったので、質問をさせて頂いた。
- 環境省（榊）：誤解を招く形で申し訳ない。提言が出された後、これらの種の保全を推し進めていくことが重要で、我々がすべきことである。情報発信の面も含めてどのようなことができるのか、これから考えたい。
- 金尾委員：せっかく精査された検討対象種がこれで終わりではもったいない。絞り込みが行われ、その中で代表的なものとして詳細検討対象種を選ぶことで、それぞれの種がどのような環境を利用するのか浮き彫りになり、提言の中に組み込まれている。このようなプロセスはよかったと思うので、詳細検討対象種については提言の本文で言及し、参考資料に選定過程があり、さらにそれらが事例としても出てくるという流れにした方がよい。また、参考資料3については、学名が違うものもあるので、魚類検索の第Ⅲ版など何かに準じて、詳細を精査はした方がよい。

検討対象種については、作業が無駄にならないように提言の中に含めておく必要があると感じた。

- 環境省（榊）：ご指摘の方向で検討させて頂きたい。
- 加納委員：淡水魚が絶滅危惧種に選定されている率が42%と危機的で、その中に二次的自然の里山に生息している魚が多く含まれるということは分かるが、その理由や原因について、提言の冒頭で表現されていても良い。これについて、私の調査している場所での感覚しかわからないので、みなさんの意見が書かれるとよいと思った。
- 環境省（榊）：北村委員のご指摘と同じところかと思う。土地利用の変化や開発とか様々な要因があるかと思う。他方で減ってきた要因は現場の人もよくわかっていると感じている。地域の中で暮らしがよくなることと裏腹な部分があり、保全を行おうとした時に地域を巻き込もうとする際に、減少要因を強調することで、保護派だけでなく地域の人も巻き込んで連携した取組を行おうとするときに、上手く進むか心配などところがある。一方で、減少している事実があり、そうした事実はその要因も含めて重要であるというご指摘いただいたものと捉えたが、その書き方は検討したい。提言の冒頭部分の淡水魚

の現状のところと一緒に書いていくことになると思う。

- 千賀座長：そう意味では絶滅の危機について淡々と書いてあるが、実際はかなり厳しいというニュアンスが書かれていてもいいのではないか。我々の生活そのものが都市化、高度化する中で、それがいい悪いに関わらず、危機的な状況にあるという現実は見えておかなければならない。また、本文と参考資料2とが、もっと連動していてもいいと思う。
- 加納委員：自然再生協議会で地元の人と話していると、保護団体だけだと淡水魚の保全はできないので、地元と町と一緒にやろうということになる。その時に、最終的にはライフスタイルを変えるというような方向性にもっていかないと、無理ではないかと感じる。無農薬、有機栽培を地元の人たちにやってくださいとお願いすることを考えた場合、地場産業とつながる必要があり、そのためには水と食料とエネルギーを里山で確保しながら行うということになる。そうしないと、次のステップに行かないし、これは、次の世代のライフスタイルの問題になってくる。この提言をそこまで飛躍させてしまうと、何を提言しているかわからなくなってしまうと思うが、しかし、現場で淡水魚を保全するためには、里山に住む人のライフスタイルと結び付けて考えないと難しいと感じている。
- 北村委員：加納委員の意見に同意。私が保全に関わっている場所も昔のライフスタイルを維持しないと淡水魚が守れないような場所であり、その維持には多くの課題もあるという現実と併せて、ここで発言しておきたい。
- 千賀座長：有機栽培や減農薬の取組等は、地域の人々の支えがあって初めてできるものであり、地域の人々への支援が必要となる。EUではその支援がされている。日本の場合はそこが非常に弱く、農業者だけが責められるというような感じがする。この提言で、市民が安全な、豊かな自然を守るような農業活動を支えるというようなニュアンスが出てくると力強くなる。今、農村への回帰が若い人の間で増えているが、このことは農業活動を支える動きとして捉えられる。遠慮せず市民に対するアピールをして頂いて良いのではないか。
- 金尾委員：提言の中で立場を分けて書いてしまうと立場間の関係もあって整理が難しくなるという面もあるが、しかし、ある程度は、どの立場の人が、保全のためにどのようなことをできるのかという点を、具体的に書いた方がよい。例えば、別紙の提言を受けた具体的取組事例にある項目と、詳細検討対象種の類型、それぞれの立場を関連付けて整理して、見やすくした方がよい。問題は、別紙にある具体的な取組事例を行おうとするときに、それぞれの立場の人が、壁に当たることであり、そうした時に、それぞれの立場の人がどのように対応すればよいのか、分かるようにできたらよいと感じた。
- 環境省（榊）：淡水魚については、多様な魚種があり、取組があり、立場がありというように何次元構造にもなっている。どうまとめるかは苦労があり、このような形になった。対応は考えたい。
- 萱場委員：提言なので、分量は多くはならず、骨子的なところを書くことになるかと思

う。ただ、これだけでは現場は動かない。そのため、次に何をするかということになり、北村委員から話があったようにガイドラインをつくるということや、行政や住民の役割を記載してそれを推し進めるということが考えられる。ただし、役割を一般論で明確に書けるかという関係省庁との調整など難しい部分があるかと思う。そうすると、次に考えられるのは、事例をしっかりと記述して、分析をして、例えばガイドラインと一体的に事例集を出すということであり、現時点ではその方が現実的であり、スムーズかと感じた。この先何をするかということを考えて頂けたらと思う。

○北村委員：表紙にメッセージが一文欲しい。例えば「故郷の淡水魚のにぎわいをみんなで大切にしたい」とか、この提言の思いが伝わるものがあると、やる気が出る。現場の人間がやろうというきっかけ作りになる。この場で議論したことが表紙に欲しいというのが提案である。

○環境省（榎）：考えてみたいと思う。

○環境省（奥田野生生物課長）：貴重でかつ、忌憚のない御意見を頂き感謝している。前回の検討会で骨子をお示ししたが、先生方の御意見を十分に頂かないままに文章にしまったかと思ひ少し反省している。前職では生物多様性国家戦略を作成したが、今回ご議論いただいた考え方や問題点については生物多様性国家戦略にもかなり書き込ませて頂いている部分もあり、すべて読んでいただければ我々の方向性を御理解いただけるようにはなっている。他方で、この提言の素案はシンプルにしている部分もあり、今日はその中で足りないところをご指摘頂いたと思うので、直していきたい。

また、これまでの検討経緯や別紙の参考資料と本文の関係が見えにくくなってしまっていたようだ。別添資料はどういう意味があるのかをもう少しきちんと示すことで、参考資料として生きてくる部分があると思う。

さらに、今日いただいた御意見で重要だと思うのは、今後のプロセスについてである。今まで、現場で苦勞して取組を行っている方たちの中から見えてきた、淡水魚の保全の取組を行う上でのポイントを提示できれば力になると考え、当たり前な内容ではあるものの整理することに意味があったという認識でいた。しかし、今日頂いた御意見を踏まえると、淡水魚保全に関する問題点を社会に訴えたり、保全活動を始めようとする人たちに対して出来るような取組を啓発したりするということの、最初の段階であるという視点を見落としていたのではないかと感じた。

保全の取組に関しては、それぞれの地域社会において、関係者や問題点もケースバイケースで異なるため、どのように一般化できるかは大きな悩みを感じていたところ。先ほど一般化まではまだまだ難しいのではないかと御意見もあり、少し肩の荷が下りたような気がしたが、この提言が完成形ではなく、次のステップに向けて何をしないといけないのか、今後のプロセスの中で今回の提言がどのような意味を持つのか、今日の議論でそのようなところを見直す機会を与えて頂いたと捉え、引き続き、課内で次のステップにむけて議論しながら、わかりやすい形に直していきたい。

関係省庁の方からも感想などあれば、いかがか。

- 千賀座長：それでは、感想だけでも、何かあれば。
- 農水省：提言にも書いてあるが、行政機関はもちろんのこと、地域や地元と協力して情報共有を図るのは重要だと思う。また、今日の検討会では、今後の具体的な取組をどうするのかについても話題になったが、検討すべき事項だと感じたところ。
- 加納委員：無農薬、有機栽培の取組についてさらにバックアップはできないのか。
- 農水省：環境保全型農業は、これからもっと進むかと思うので、宣伝していきたい。
- 加納委員：淡水魚の保全とくっつけた形のバックアップをぜひしてほしい。
- 国交省：今回の提言がどのように使われるのかわからない面もあり、次のステップについては、提言の使い方や使われ方がイメージできていない気がする。そのため、いろいろなところで取り組まれている事例が提言に添えられ、事例が参照されることでこの提言の価値が高まるというような、作りこみ方は可能ではないか。事例については、提供することとしており、この提言の中で事例がまとめられていくのはよいことと思う。
- 環境省（徳田）：汽水・淡水魚類は42%が絶滅危惧種となっている状況の中で、これらの保全をすべて国だけで行うのは困難。戦略的にどのように保全をしていくかを考えると、今回の提言により二次的自然を主な生息環境とする淡水魚は普通のものとは違うのだという意味付けを行い、地元の方の意識を高めて、保全の努力が地元から起こり、保全に寄与していただくような形でできればと考えている。
- 環境省（鳥居自然環境計画課長）：加納委員から御意見があったライフスタイルは根源的で重要ではないかと思う。この淡水魚の提言の中でどこまで書き込めるのかという点は難しいかもしれない。ただ、森里川海プロジェクトを通じて、森里川海のつながりを回復して恵みを引き出すため普及啓発活動を行い、プロジェクトを進めてこうとする中で、いろいろな地域の中で先進的な活動事例が出てきていることが分かった。しかし、同時にそれらが全体のなかどのような位置付けにあるのか、価値付けをしっかりと行うことが重要であること、また、横のつながりや連携を深めて、地域と人、人と人をつなげることが重要であることが見えてきたと感じている。

これを具体的にどのように進めるのか難しいが、環境生命文明社会を目指す、つまりCO₂排出抑制、循環型社会、自然共生社会を統合させた社会を目指す上では、しっかりと考えていかなければならない。淡水魚の提言もそうした流れの中で位置づける必要もあるかと思う。今回の提言でどこまで書き込めるかということはあるが、検討していきたい。
- 千賀座長：高知県で「トンボ王国」をつくろうとしたとき、子供が自由にトンボをとるのを許すのかという議論があった。私は可能な限り許すべきだという意見であったが、トンボの中には希少種もいる等という議論もあった。子どもが遊びの中でトンボを自由にとることができる程度になるよう、取り戻すというのが本来の目的であり、結局は地元の方の決断でとらせる方向で決まったように記憶している。そのような議論までしな

いと、子どもたちに淡水魚を保全するという程度にまで自然に愛着を持たせることは難しいかと思う。子どもに対して捕ってはだめだということだけでは、保全は困難ということを感じている。

- 北村委員：多面的機能支払交付金は非常によい制度であると思う。私が携わっている三重県松阪市の現場では、古くからの水田や水路が残っている場所があり、この制度を如何に淡水魚の保全にいかせるのか議論しているが、メニューがないようで活用が難しい。そのような水田・水路における作業量を定量的に計算したところ、3～4倍は多いことが分かった。古くからの水田や水路や淡水魚も多面的機能の一つととらえ、多面的機能支払等に維持管理を行う農家をサポートするメニューがあるだけでもありがたいと考えており、先ほどの加納委員の意見に追従する形で発言させていただいた。
- 金尾委員：提言に盛り込むことができること、提言を受けてからの取組みとなることをそれぞれ考える必要があるというのは理解できるが、一方で、間もなく野生絶滅寸前といった待ったなしの現場もある。本検討会の開催案内はプレスリリースもされており、かなり認知もされていて、そういう現場の人たちがこの提言を期待している面もある。そのため、現時点ではベターなものでもよいので提示して、ただし、即効性のある中身を加えて頂き、その後、必要なところは深化させていくという形になるとよいと思う。現場からの声として伝えさせて頂きたい。

以上